

森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針案についての
意見・情報の募集について

令和6年2月23日
林野庁森林利用課

この度、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

令和4年12月に新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されるとともに、昨年9月には「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」の最終提言が公開されたことなどを受けて、民間等による生物多様性保全への関心が高まっています。これらの状況を踏まえ、林野庁では令和5年12月に「生物多様性保全に資する森林管理のあり方に関する検討会」を設置し、林業事業体等の森林管理の担い手が生物多様性を高めるための取組のあり方について検討を行いました。同検討会において、林業事業体等が生物多様性保全に取り組む意義・目的、課題、生物多様性保全に資する森林管理の手法などをとりまとめた指針案を作成しましたので、本案について広く国民の皆様から意見・情報を募集します。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 林野庁森林利用課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁森林利用課森林環境保全担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

なお、これらの個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和6年2月23日～令和6年3月7日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針案